

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 …… 人材政策室 1頁

### お 知 ら せ

平成22年6月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則  
第六号  
三重県教育委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第四号）の一部を改正する規則をここに公布します。

第七条の六の前の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条を次のように改める。

第七条の六 削除

第七条の七第一項中「職員は、」の下に「条例第九条第二項の規定による」を、「の制限」の下に「又は条例第九条の二の規定による時間外勤務の免除」を、「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、同項の後段として次のように加える。

この場合において、条例第九条第二項の規定による請求に係る期間と条例第九条の二の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第七条の七第二項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、「同項」を「条例第九条第二項又は条例第九条の二」に改め、同条第三項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、「同項」を「条例第九条第二項又は条例第九条の二」に改め、同条第五項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加える。

第七条の八第一項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、同項第四号を削り、同条第二項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、「同条」を「これら」に改め、同項第二号中「小学校就学の始期に」を、「条例第九条第二項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に、条例第九条の二の規定による請求にあつては三歳に」に改める。

第七条の九中「第七条の五第一項第四号、第七条の六」を「第七条の五第一項第三号及び第四号」に、「前条第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号」を「前条第一項第三号」に改め、「同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「前条第一項第一号」を「第七条の七第一項中「制限又は条例第九条の二の規定による時間外勤務の免除」とあるのは「制限」と、「第九条第二項又は条例第九条の二」とあるのは「第九条第二項」と、「ならない。この場合において、条例第九条第二項の規定による請求に係る期間と条例第九条の二の

規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「第九条第二項又は条例第九条の二の」とあるのは「第九条第二項の」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二に」とあるのは「同項に」と、同条第三項中「第九条第二項又は条例第九条の二の」とあるのは「第九条第二項の」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二に」とあるのは「同項に」と、同条第五項中「第九条第二項又は条例第九条の二」とあるのは「第九条第二項」と、前条第一項中「第九条第二項又は条例第九条の二」とあるのは「第九条第二項」と、同項第一号に改め、「同条第二項中」の下に「第九条第二項又は条例第九条の二」とあるのは「第九条第二項」と、を加え、「から第三号まで」を「又は第二号」と、「これら」とあるのは「同項」に改める。

第十二条第十四号中「四日」の下に「(中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、八日)」を加え、同条中第三十二号を第三十三号とし、第十五号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 要介護者の介護その他の県委員会が人事委員会と協議して定める世話をを行う職員が、当該世話を履行ため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における五日(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間

第十五条第二項中「及び第十四号」を「第十四号及び第十五号」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に使用された改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第十四号の休暇については、改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第十四号の休暇として使用されたものとみなす。

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社